

平成27年1月から 70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成27年1月から高額療養費制度が一部改正され、70歳未満の方の自己負担限度額が変わります。所得区分と自己負担限度額について、今まで3段階だった所得区分が5段階に細分化されます。

平成27年1月診療分からの自己負担限度額（月額）

所得区分		3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得者	基準総所得金額(※1)が901万円を超える	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	基準総所得金額が600万円を超え901万円以下	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	基準総所得金額が210万円を超え600万円以下	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	基準総所得金額が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
住民税(※3)非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 基準総所得金額とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した金額です。

※2 過去12カ月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※3 世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税の世帯

高額療養費に該当し手続きが必要な場合は、診療月の2カ月後にはがきにてお知らせします。申請には対象となった医療機関の領収書が必要ですので、大切に保管してください。

また、有効期限が12月31日までの限度額認定証をお持ちの方には、今月中に平成27年1月以降に使用できる限度額認定証を送付します。

詳しくは問い合わせください。

問 市民課保険年金係（内線134）

65歳以上の要介護認定者の方の障害者控除

12月31日現在で、要介護認定1～5の認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、税務申告で障害者控除を受けることができます。また、合計所得金額が125万円以下であれば市民税が非課税になり、介護保険料や入所施設の利用者負担額が減額される場合があります。

平成27年1月13日(火)から、控除を受ける際に必要な「障害者控除対象者認定書」を発行します。ご希望の方は、高齢介護課介護保険係で手続きをしてください。



問 高齢介護課（内線157）